

Podcast Series: Tokyo Antitrust & Competition Group

Antitrust & Competition Situation Room

アフリカ インタビューサマリー

1. アフリカでは、1999年に競争法を制定した南アフリカを除き、多数の国々が近年になってから競争法を制定しており、ウガンダなど未制定の国々もある。アフリカの競争法は急速に発展しており、違反の結果も重大であることから、注視が必要である。

2. 企業結合規制を導入する国が増加している。新しく導入された制度では、届出基準が低い場合が多い。東南部アフリカ市場共同体 (COMESA) などでは、国をまたがった地域の競争を管理する考え方が導入されている。

企業結合規制の中で、雇用確保などの公共の利益が考慮されることが特徴である。国外の企業間の合併は、多くの国では、国内に拠点が無くても国内の事業や資産への影響があれば届出が必要とされる。国内拠点が無い場合に届け出義務のない国があり、原則は国ごとに届出要否の検討が必要だ。

3. カルテルが発見されるリスクは国により異なるが、中から高と言える。南アフリカでは、リニエーションが活発に利用されている。近年では、南アフリカや他の国際的な法域で得られた経験に基づいて、ボツワナ、ナミビア、ケニア、タンザニアなどの国々もカルテルを積極的に摘発している。また、ボツワナ、ザンビア、ケニアもリニエーションを導入している。

南アフリカの法制では、国外で行われていても国内に影響を有する行為は執行の対象となる。国内への影響の有無は「直接かつ予見可能な」実質的結果のテストによって判断されてきた。また、競争裁判所は「十分な関連要素」という概念を発展させてきた。

4. 垂直的制限は、ここ数年ほとんど摘発はなかったが、当局により目を向けられ始めている印象だ。過去に垂直的制限への執行が多かったのは、南アフリカ、エジプト、ケニア、マラウイ、モーリシャス、ナミビア、タンザニア、ジンバブエ及び COMESA であり、再販価格維持の取締が中心である。

5. 南アフリカでは、支配的地位の濫用への取締は、カルテルに比してこれまで不十分であったが、法改正により取締が容易になると見られる。注意すべき変更点は、マージン・スクイズの

導入、供給拒絶の適用の消費者及びサービスへの拡大、中小事業者に対する購買力格差による強制や価格差別の禁止である。

6. 南アフリカ当局の前回の年次会合では、競争法改正により将来の競争法執行の不確実性が取り上げられた。また、当局の限られた能力やリソースも、当局が直面する課題として取り上げられた。これらの不確実性は、近年、競争法の制定や改正を行った他のアフリカの国々にも等しく当てはまる。

デジタル市場への対応も課題となっており、他の世界の当局と同様、南アフリカはじめ各国の当局では、イノベーション市場を扱う実務的な方法を模索している。